

## 市第 129 号議案 横浜市下水道条例の一部改正について

### 1 趣旨

この数年、時々、事業場から水再生センターに高濃度の窒素、<sup>りん</sup> 燐が流入し、水再生センターの処理に支障をきたしかねない事態が生じています。このため、公共下水道に排出する事業場に対して窒素、<sup>りん</sup> 燐を規制することにより、水再生センターの負荷を抑制し、人の健康の保護と公共用水域の富栄養化対策の一層の推進を図ります。

### 2 水質基準（第 6 条、第 8 条の 2 関係）

横浜市環境創造審議会の答申に基づき、他都市の規制状況や事業場の排水実態、また、事業場ヒアリング、市民意見を踏まえて、横浜市下水道条例に、窒素、<sup>りん</sup> 燐の水質基準を追加します。

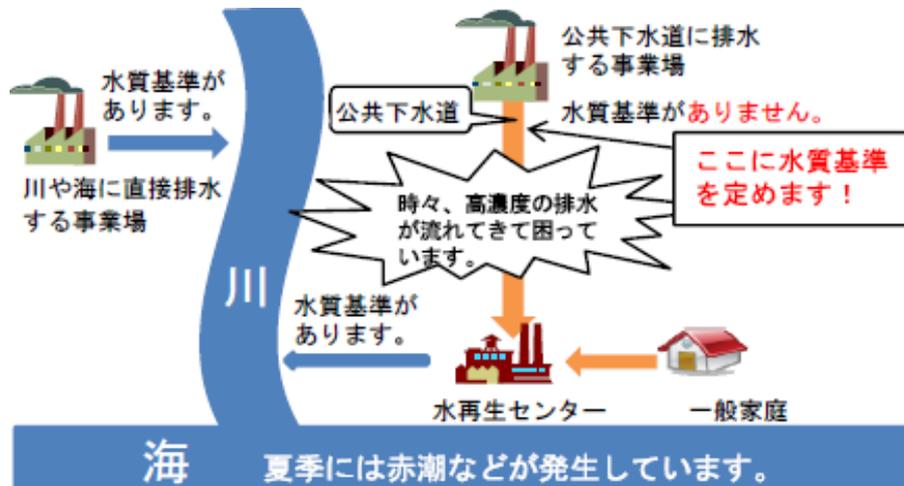


図-1 窒素、<sup>りん</sup> 燐の水質規制の現状

表 1 水質基準

(単位 mg/L)

流入区域及び 排水量 規制項目	対 象 事 業 場			
	水再生センターの処理水が 東京湾へ流入する区域		水再生センターの処理水が 相模湾へ流入する区域	
	50 m <sup>3</sup> /日以上	50 m <sup>3</sup> /日未満	50 m <sup>3</sup> /日以上	50 m <sup>3</sup> /日未満
窒素含有量	120 未満	—	—	—
<sup>りん</sup> 燐含有量	16 未満	—	—	—
アンモニア性窒素等含有量	380 未満	380 未満	380 未満	380 未満

#### (注)

- (1) 窒素含有量及び<sup>りん</sup> 燐含有量については、環境省令に定める排水基準が、東京湾への 1 日当たりの排水量が 50 立方メートル以上である事業場の排水に適用されるため、水再生センターの処理水が東京湾へ流入する区域にある事業場が対象になります。
- (2) アンモニア性窒素等含有量については、公共下水道へ排出する全ての事業場が対象になります。
- (3) 環境省令では、排水基準を遵守することが困難な業種に対して、緩やかな基準を設けているため、横浜市下水道条例においても、該当する業種に対しては、環境省令の基準を適用することとします。

### 3 施行期日(附則)

平成21年10月1日

### 4 経過措置(附則)

事業場ヒアリングや排水実態等を踏まえて、事業場の対応に必要な時間を確保する等のため、暫定基準及び猶予期間の措置を講じます。

#### (1) 暫定基準

表2 暫定基準

(単位 mg/L)

流入区域及び 排水量 規制項目	対 象 事 業 場				暫定基準が 適用される期間
	水再生センターの処理水が 東京湾へ流入する区域		水再生センターの処理水が 相模湾へ流入する区域		
	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	
窒素含有量	240未満	—	—	—	当分の間
りん 燐含有量	32未満	—	—	—	
アンモニア性 窒素等含有量	—	760未満	—	760未満	施行の日から 平成26年9月30日まで

#### (2) 猶予期間

既存の事業場からの排水に対する窒素、<sup>りん</sup>燐の水質基準は、平成22年3月31日までは、適用しません。